

佐賀県告示第 248 号

佐賀県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成 26 年佐賀県条例第 87 号。以下「条例」という。）第 11 条第 1 項の規定により、平成 27 年 6 月 1 日、次の知事指定薬物の指定は失効する。

平成 27 年 5 月 29 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 失効する知事指定薬物の名称

- (1) 化学名 2 - (4 - クロロ - 2 , 5 - ジメトキシフェニル) - N - (3 , 4 , 5 - トリメトキシベンジル) エタンアミン (通称名 : 30C - NBOMe) 及びその塩類
- (2) 化学名 2 - (4 - エチル - 2 , 5 - ジメトキシフェニル) - N - (2 - メトキシベンジル) エタンアミン (通称名 : 25E - NBOMe) 及びその塩類
- (3) 化学名 3 - [2 - (2 - メトキシベンジルアミノ) エチル] キナゾリン - 2 , 4 (1 H , 3 H) - ジオン (通称名 : RH - 34) 及びその塩類

2 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第 2 条第 6 号に掲げる薬物に該当するに至ったため

3 罰則の適用

この指定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。